

## ご挨拶

理事長 下田公一

平成23年の新春を迎え本年も皆様のご健勝にて活躍されんことを祈念しています。ここ数年来政治経済社会全ての面で変革の時期を向かえていることはご承知の通りです。これら社会的な環境のほかに集中豪雨や年末年始からの日本海側の豪雪に加えて口蹄疫や鳥インフルなど自然環境も変化しています。わが国の全てのシステムに根本的な革命の変革が求められている状況と見て過言ではないと思います。翻って我々の直面する街づくりに関してみると、人口の減少が始まり又高齢化が特に大都市圏において速度を速めています。このため都心居住の促進など住まい方の変化、義務教育施設の改廃、労働力の変化に伴う乳幼児の保育需要、今後進むと考えられる商業施設の規模形態を含めた配置の変更、はたまた観光産業の活性化に対応した街づくりなどなど土地利用(床利用)の変化に対するニーズが予想されます。このようなニーズに対応する為には土地に関する権利関係の整序が必要不可欠であることは自明の理です。土地区画整理はこのための唯一の手法と見て過言ではありません。但しこれまでの区画整理とは異なり、結論即ち土地及び床の利用を決定してから逆算的にこれに合わせて土地の権利関係を整序することが求められることも多いと考えます。これを象徴して私は近年、“区画整理事業”というよりも“区画整理手法の活用”へと言葉を変えてきました。即ち自己完結的な区画整理ではなくなるとの趣旨です。“(社)日本土地区画整理協会”も“(社)街づくり区画整理協会”と名称を変更しました。このような方向で変革をし、街づくりに貢献することが求められていると考えています。わが区画整理促進機構も第一歩として遅ればせながら昨年事務所を転居しました。これから関係する皆様のご指導ご支援を得てこのような時代の流れに遅れないよう変革をしまいの必要があると認識しています。本年も辛口のご意見を是非お寄せいただきたいと期待しています。

最後になりましたが皆様のご活躍により安全安心街づくりが促進される事を祈念して新年のご挨拶といたします。

## 『民間事業者研究会 意見交換会』開催の報告

民間事業者研究会の参加企業のメンバーが自治体を訪れ、平成21年度の活動報告を行いました。その後、意見交換に移り、活動報告や土地区画整理事業における土壌汚染対策法の取り扱いについての議論が行なわれました。

平成22年12月10日(金)の午後、東京都庁において東京都及び都内市町の方々と行いました。平成22年12月15日(水)の午後、横浜市庁舎において横浜市の方々と行いました。平成22年12月22日(水)の午前、ホテルプラザ菜の花において千葉県及び県内市町の方々と行いました。平成23年1月13日(木)の午後、さいたま市大宮区役所においてさいたま市の方々と行いました。今後、神奈川県及び千葉市との意見交換会を予定しています。



意見交換会風景

## 平成23年度『街なか再生助成金』公募のお知らせ

～ 今年度より、助成内容・補助対象等が新しく生まれ変わりました ～

(財)区画整理促進機構 街なか再生全国支援センターでは、街なかにおける市街地整備を行うための初動期の活動や、中心市街地活性化に資する取組みを自発的に行う各種団体等の活動・事業に対し資金面で助成を行い、街なか再生の取組みを応援します！

### ■助成対象

(1)対象事業 街なかの再生に寄与する下記に該当する活動・事業(重複可)

- ①土地区画整理事業等の市街地整備を推進する初動期の取組みで以下のいずれかに該当するもの
  - ・まちづくり構想・計画策定
  - ・各種まちづくりのルール等の作成
  - ・まちづくりを推進するための組織の立上げ、組織の活動の推進(エリアマネジメントに関する検討を含む)
  - ・その他市街地整備の推進に寄与する初動期の取組み(講演会・視察・勉強会・専門家等派遣・調査・会議資料作成等)

②中心市街地活性化基本計画(旧法の計画含む)等の達成に寄与するために実施する、街の新たな魅力・可能性の発掘、資源(歴史的建造物等)の活用等に関する検討・活動等

※次のような活動は助成の対象とはなりません。

- ・著しく政治、宗教、思想、個人営利などの目的に偏するもの
- ・特定の事業の反対運動を目的としたもの
- ・実質的に完了しているもの、専ら特定の個人または法人・企業が所有している土地建物等の資産の増加を行おうとする活動
- ・イベント等の開催のみを目的とした事業

#### (2)対象団体

主にまちづくりに寄与する活動・事業を行っている次のいずれかの団体。但し、全国を対象としている団体は対象になりません。

①市街地整備を推進するための準備組合・勉強会・協議会等

②街づくりに関する活動を行う特定非営利活動法人

③中心市街地活性化協議会(法に定めるもの)、まちづくり会社等※

※まちづくり会社等とは良好な市街地を形成するため、まちづくりの推進を図る事業を行う会社(中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項第1号口)で政令で定める下記の要件に該当するもの、または中心市街地整備推進機構(同法第51条)を指す。

<要件>

- ・株式会社の場合:市町村がその株主の議決権の3%以上保有
- ・持ち株会社の場合:会社の社員に市町村職員を含む

#### ■助成額

助成額は、1件当たり100万円を限度とします。(4~5件程度)

#### ■選考方法

(財)区画整理促進機構が設置する選考委員会が選考・決定いたします。

#### ■対象期間

平成23年度末日迄。なお、複数年度にわたり継続して行う活動・事業も単年度毎の助成となりますが、翌年度以降の応募も可能です。(但し、翌年度以降の助成が約束されるものではありません)

#### ■応募期間

平成23年2月1日~平成23年3月31日

申請書は、必要事項を記入・捺印の上、(財)区画整理促進機構/街なか全国支援センター内の事務局まで郵送してください。

(締切日消印有効、郵送限定。押印を要しない書類(様式2~4)に限りメールでの送付可)

#### ■選考結果

選考結果は5月中旬に書面にて通知します。

決定通知を受けた団体は(財)区画整理促進機構と覚書を締結し、覚書締結後1ヶ月程度で助成金を交付します。なお、事業内容に変更があった場合は当機構と協議し、助成金を変更することがあります。

#### ■応募方法、申請書の請求等について

詳細は、当機構のホームページ(下記URL)をご覧ください。様式はダウンロードできます。

<http://www.sokusin.or.jp/machinaka/index.html>

## 『柔軟な運用による区画整理事業事例紹介』講習会のご案内

当機構では、都市再生、高度利用推進区の活用や密集事業との同時施行および地籍整備型区画整理事業等の事例紹介を行い、多様で柔軟な発想による区画整理事業の適用を広く理解していただくための講習会を、下記のとおり開催いたします。事業終了地区および終了間際の4地区について具体的・実践的内容を紹介し、事業の推進に役立たせていただきたいと願っております。

是非、皆様、お申し込みください。

日時 : 平成23年3月1日(火)13:00~17:00 (受付:12:30~)

テキスト : 各講師が講義でご説明する概要の資料を、当日配布いたします。

内容 : 都市再生型、高度利用推進区、地籍整備型区画整理事業地区等の事例紹介(4地区)

(事例紹介①)渡辺通駅北土地区画整理事業(福岡市) 岡田武司(UR都市機構)

(事例紹介②)浜山地区土地区画整理事業(神戸市) 竹本真也(神戸市役所)

(事例紹介③)明野中心部第一土地区画整理事業(大分市) 大場雅仁(東急設計コンサルタント)

(事例紹介④)西篠崎地区土地区画整理事業(江戸川区) 上村康祐(玉野総合コンサルタント)

受講料 : 8,000円/人

申込期限 : 平成23年2月25日(金)

定員 : 約50名

場所 : 都市計画会館 3階 会議室 (東京都千代田区紀尾井町3-32)

申込方法 : 講習会受講申込用紙(同梱の申込用紙、または、下記ホームページからダウンロードできます。)に必要事項を記入のうえFAXでお申し込みください。

[http://www.sokusin.or.jp/events/e\\_index.html](http://www.sokusin.or.jp/events/e_index.html)

申込先 : (財)区画整理促進機構 企画部 鈴木・木村

FAX 03-3230-4514

TEL 03-3230-4964

※当講習会は都市計画CPDプログラムの認定を取得しています。CPDカードをお持ちのかたは、当日会場の受付にご提示ください。